

障害者総合支援法Q&A

県障害福祉課作成

NO	大分類 (項目)	サービス種別	タイトル	質問内容	回答	根拠法令等	厚労省確認先 (確認年月日)
1	報酬改定	就労継続支援A型	スコア表(Ⅱ)生産活動	前年度仕入れ先の再生手続きにより仕入れができず生産販売出来なくした半書を建設し自家保留しつつ増設しているため売上げに反映されなかったのですが何か対応はあるのでしょうか？	生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が当該年度において利用者に支払う資金の総額以上であることは、就労継続支援A型事業所等が就労継続支援A型を適切に実施するために必要な最低限の基準であり、利用者の資金確保、水準にも大きく影響することから、当該年度の前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う資金の総額以上であるかどうかによってスコアを算定します。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」、前々年度を「平成30年度」、前々々年度を「平成29年度」に置き換えた実績で評価することも可能とします。	厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について P3~4	
2	報酬改定	就労継続支援A型	スコア表(Ⅳ)支援力向上	⑦第三者評価・⑧国際化標準化規格が定めた規格等の認証等とあるのですが、現在進行中なのでこれは加点の対象として〇しているのですか？	⑦第三者評価は、「都道府県推進組織から認証を受けている第三者評価機関の評価を受け、当該第三者評価の結果が、指針に示す「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づいて公表されている場合に、1点とする」、⑧国際化標準化規格については「国際標準化機構が定めた規格その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める規格に適合している旨の認証を受けている場合に、1点とする」とされ、それぞれ根拠資料を求められたときは公表・認証を受けていることを証明する書類を提出できるよう準備しておくこととなっているため、対象外と考えられます。	厚生労働省 障発0329第41号「厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の留意事項」についてJP12~13、18	
3	報酬改定	就労継続支援B型		平均工賃月額の算定方法の見直し見直し後の計算方法は、今年度より適応されるのでしょうか。必要な提出書類や提出期限を教えてください。	今年度から見直し後の計算方法が適用されます。		
16	報酬改定	就労継続支援B型	目標工賃達成加算について	・厚労省がHPIに出している「目標工賃達成加算に関する届出書」にある前年度は令和5年度、前々年度は令和4年度、前々々年度は令和3年度と理解してよろしいですか？ ・この届出書内に算定要件の確認が2種類ありますが、加算を算定できるのは2つともクリアする必要がありますか？	「御見込みのとおりと考えます。」	厚生労働省令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 P23~24	
18	その他	就労継続支援B型	個別支援計画	(別添)生活介護における個別支援計画書参考様式ですが、B型事業所もこちらの様式に変えた方が良いでしょうか？	生活介護における個別支援計画書参考様式を準用し、作成して差し支えありません。		
24	報酬改定	就労継続支援B型	食事提供加算について	・当法人は定員50名ですが、栄養職員等の配置が必要か。現在の献立は職員が作成し、栄養士にみて貰っている。	栄養士等については、常勤・専従である必要はなく、法人内や法人外部(公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する栄養ケア・ステーション又は保健所等)の管理栄養士等が献立の作成や確認を行っている場合でも算定可能です。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について P139~141	
25	報酬改定	就労継続支援B型	目標工賃達成加算について	算定要件確認1は「非該当」となりますが、要件確認2は「該当」となります。この場合は、10ポイントが加算されるのでしょうか。	要件1・2いずれも満たしている場合、加算の対象となります。	厚生労働省令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 P23~24	
27	報酬改定	就労継続支援B型	食事提供体制加算について	食事提供体制加算を算定する中で、今回の報酬改定で新たな要件として、「管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること(外部委託可)又は、栄養ケア・ステーションもしくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること」とあるが、管理栄養士又は栄養士の配置が必要なのか？確認した献立をどのように解釈すればよいのか教えてください。	栄養士等は常勤である必要はありません。(問24のとおり)管理栄養士等を配置しないときは、従来から献立の内容、栄養価の算定及び調理方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならないこととしているが、今回、新たに要件を課すことから、令和6年9月30日まで管理栄養士等が献立の内容を確認していない場合においても加算を算定して差し支えありません。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について P139~141	
29	指定基準	就労定着支援	就労定着支援の人員に関する基準について	令和6年度報酬改定により「 <b>常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接加算職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労定着支援員として従事することができず、業務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとなったことである。</b> 」とあるが、業務する場合、勤務体制一覧表で届出が必要か。また、例として就労移行支援(勤務している常勤の職業指導員(週40時間)が就労定着支援の就労定着支援員(週20時間)としても勤務する場合、常勤換算上の計算では①就労移行支援:職業指導員⇒1.0 ②就労定着支援:就労定着支援員⇒0.5 として計算して良いのか。	「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」で届出を行ってください。貴見とおり計算して差し支えありません。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等について P12-13、P197	
40	報酬改定	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)	就労継続支援サービス費(7.5:1)、定員20人、月額工賃1万円未満、目標工賃達成配置加算を算定しています。新たに地域協働加算を算定予定ですが、新設のサービス費(6:1)へ変更した場合にも、前年同様の加算と地域協働加算を合わせて算定可能となりますでしょうか。	「報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している事業所において、…取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算するため、対象外となります。」	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について P300	
41	報酬改定	就労継続支援B型	就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)	就労継続支援サービス費(7.5:1)、定員20人、月額工賃1万円未満、目標工賃達成配置加算を算定しています。新たに地域協働加算を算定予定ですが、新設のサービス費(6:1)へ変更した場合にも、前年同様の加算と地域協働加算を合わせて算定可能となりますでしょうか。	「報酬告示第14の11の地域協働加算については、就労継続支援B型サービス費(Ⅳ)、就労継続支援B型サービス費(Ⅴ)又は就労継続支援B型サービス費(Ⅵ)を算定している事業所において、…取組に参加し、支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算するため、対象外となります。」	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスの算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について P300	

46	指定基準	就労継続支援B型	食事提供体制加算の 栄養士配置について	法人内の栄養士1名を各事業所の献立作成に関わる 場合、複数事業所で配置体制を組んだ場合、常勤 の取り扱いとなるのでしょうか。配置時間数に決まり があるのでしょうか。 また、児童発達支援センターとの兼務は可能でしょ うか。	「当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所(同一敷地 内に所在する又は道路を隔てて隣接する事務所をいう。ただし、管理者に ついて、管理王支障がない場合は、その他の事業所を含む。)の職務であ って、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われ ることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤 務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の 要件を満たすものであることとする」ため、その要件に当てはまる場合、常 勤として扱ってよいと考えます。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律に基づく指 定障害福祉サービスの事 業等に関する基準につい て P14
50	報酬改定	就労継続支援B型	基本報酬の算定区分に 関する届出書について	・就労Bの基本報酬の算定方法に変更があり、人員 配置区分にも変更があったことから、基本報酬の算 定区分に関する届出書の様式に変更があると思わ れますが、新しい様式はいつ示されるのでしょ うか？ ・工賃実績の計算表や経営状況確認票にも変更が あると思われますが、どうなりますか？	整理でき次第掲載予定です。	
54		就労継続支援A型		今年*初めて*のスコア表記入および届出なです がスコア表の記入、公表は理解できましたが、 役所に提出内容はスコア表すべてを印刷しての提 出でしょうか？ 準備して*どこに*「なにを提出」*なのかも教えて頂 いたら助かります。	様式1・2・2-1・2-2を作成し、事業所を所管する振興局、支庁宛てに メールか郵送で提出してください。	
59	報酬改定	就労継続支援B型	食事提供加算について	・事業所内で調理した昼食を提供しています。栄養 士の連携はありません。 ・体制等状況一覧表の「食事提供加算あり」に○をし ても、新加算ではないため届出書は提出しなくても よいですか？ ・栄養士の連携を始めたら、その時点で届出書提出 していいですか？	栄養士との連携がない場合、体制等状況一覧表の食事提供加算なしとなり、 届出も必要ありません。 ただし、栄養士は常勤である必要はなく、法人内や法人外部の管理栄養士等 が献立の作成や確認を行っている場合は算定可能です。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律に基づく指 定障害福祉サービス等及 び基準該当障害福祉サ ービスに要する費用の額 の算定に関する基準等の制 定に伴う実施上の留意事 項について P139~141
60	報酬改定	就労継続支援B型	届出書類について	平均工賃月額算定方法が変更されたため、基本 報酬の算定区分が変わりました。それに伴い届出する 書類の確認をさせて頂きたいです。 【届出書類】 1. 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書 2. 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表 一厚生労働 省に記載されていた令和6年4月～の様式 3. 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙2-3) 4. 前年度平均利用者に関する届出書(別紙2-3) 5. 就労継続支援B型における経営状況確認表(別紙9-1) 6. 前年度の工賃実績(別紙9-2) 7. 就労継続支援B型に係る基本報酬の算定区分に関する 届出書(体制加算 別紙9) →この様式が以前の算定方法のため平均工賃月額が新し い算定方法の金額と異なりますが、この書類も届出した方 がよろしいでしょうか？	1～5、7については届出が必要となりますが、6は不要となります。 新様式をHPに掲載しますので、御活用ください。	
61	報酬改定	就労継続支援B型	人員配置区分(I型6:1)	人員配置区分(I型6:1)の条件はありますか？ 申請時の様式はどれを提出すればいいですか？	工賃向上計画を作成している指定就労継続支援B型事業所であって、従業者 の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であることが要件です。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律に基づく指 定障害福祉サービス等及 び基準該当障害福祉サ ービスに要する費用の額 の算定に関する基準等の制 定に伴う実施上の留意事 項について P284
62	報酬改定	就労継続支援B型	目標工賃達成加算届出 書について	②の欄の前年度において事業所が作成した工賃 向上計画における目標工賃額とは、令和3年4月に 作成、県へ提出した令和3～5年度工賃向上計画の 5年度目標額のことになるのか。 コロナ等により、提出後に事業所内で新たに目標 額を改め、取り組んだ目標額を記入して差し支えな いのか伺いたい。 また、算定要件の欄の確認12のいずれにも該当 しなければ該当しないのか伺いたい。	②の前年度は、令和5年度になります。計画期間中の工賃向上計画の修正は 差し支えありません。 算定要件はいずれも該当する場合、算定可能となります。	厚生労働省令66年度障害 福祉サービス等報酬改定 等に関するQ&A VOL2 問25 厚生労働省令和6年度障 害福祉サービス等報酬改 定等に関するQ&A VOL1 P23～24
66	報酬改定	就労継続支援B型	基本報酬の算定区分に 関する届出書について	・就労Bの基本報酬の算定方法に変更があり、人員 配置区分にも変更があったことから、基本報酬の算 定区分に関する届出書の様式に変更があると思わ れますが、新しい様式はいつ示されるのでしょ うか？ ・工賃実績の計算表や経営状況確認票にも変更が あると思われますが、どうなりますか？	整理でき次第掲載予定です。	
67		就労継続支援B型	目標工賃達成加算につ いて	Q&Aにあった目標工賃達成加算の要件を満たすた めに計画の修正をして良いとありますが、今から令 和5年度の計画修正して良いということでしょうか？	計画期間の途中であれば修正して差し支えありません。	厚生労働省令和6年度障 害福祉サービス等報酬改 定等に関するQ&A VOL2 問25
68	報酬改定	就労継続支援B型	基本報酬について	改定後の報酬計算式では、最後に12月で除しており ますが、新規指定開設後6ヶ月の事業者はこの式で すと、平均工賃月額が前年度(工賃総額÷支払対 象者)比べ、大幅に下がりますが、12月ではなく 開設月数で除す又は、12カ月経過後、年度内でも報 酬改定申請ができるのでしょうか？	年度途中で指定された事業所については、初年度及び2年度目の1年間 は、平均工賃月額が1万円未満の場合であるとみなし、基本報酬を算定しま す。ただし、支援の提供を開始してから6月経過した月から当該年度の3月 までの間は、支援の提供を開始してから6月間における平均工賃月額に応 じ、基本報酬を算定することができます。	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援す るための法律に基づく指 定障害福祉サービス等及 び基準該当障害福祉サ ービスに要する費用の額 の算定に関する基準等の制 定に伴う実施上の留意事 項について P290
72	報酬改定	就労継続支援A型	スコア表について	スコア表の記入、公表は理解できましたが、役所に 提出する内容はスコア表全てを印刷しての提出で しょうか。準備して「どこに」「なにを提出」なのかも教 えていただきたい。	54のとおり	
74	報酬改定	就労継続支援B型	目標工賃達成加算に関 する届出書 2024/4/14質問	工賃向上計画はR3年度～5年度の3か年計画を提出 したと思うのですが、②前年度において事業所が 作成した工賃向上計画における目標工賃額という 項目があります。毎年作成するとR3年度提出のもの と整合性が取れなくなりますが作成が必要でしょ うか？R6～9年度工賃向上計画への対応としてどう したら良いでしょうか？ 私たちは努力してR3年度工賃向上計画よりもハイ ペースで工賃を上げることができましたが(②>①)、 それが裏目に出て算定要件(要件確認1)を満たさ なりました。 頑張るすぎると加算が取れないのでしょうか？	工賃向上計画を推進するための基本的な指針では、各年度において前年度 の実績を踏まえ、達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて、工賃向上計 画の見直し等所要の対策を実施することが必要であるとされています。見直し 後は、各年度5月末日までに県へ提出してください。 目標工賃達成加算の要件を満たすために、工賃向上計画を修正する必 要がある場合は、計画期間の途中でなくても修正して差し支えないとされて います。	「工賃向上計画」を推進す るための基本的な指針 障 害0329第4号 令和6年度障害福祉サ ービス等報酬改定等に関する Q&A VOL2 問25

76	就労継続支援A型	スコア表 (Ⅱ)生産活動について	過去3年の生産活動収支で、前々年度及び前々々々についてはコロナ禍の影響として収益が下がっていない平成31年や令和2年の数字を使っていたが、今回のスコア表に記入する数字は同じ過去の収支を記載しても良いのか。	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、前年度を「令和元年度」、前々年度を「平成30年度」、前々々年度を「平成29年度」に置き換えた実績で評価することも可能とします。	厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について P3~4	
85	報酬改定	就労継続支援B型	算定区分の届出書	基本報酬の算定の仕方が変更になったので、今まで提出していた別紙9、別紙9-1、別紙25-2 その2の提出は、少なくともよいという判断でよろしいですか。	整理した様式を掲載予定です。	
88	報酬改定	就労継続支援B型	基本報酬の算定区分に関する届出について	基本報酬の算定区分の変更について、「体制加算別紙9」で提出をしていたが、報酬改定での新しい計算式に対応していない書式になっている。今後、対応した書式が新しくする予定でしょうか。	整理でき次第掲載予定です。	
89	報酬改定	就労継続支援B型	食事提供体制加算に関する届出について	これまで食事提供体制加算を取得しており、報酬改定での新しい加算取得要件もみたましている状況。県の届出書の書式が一部変更されているが、再度、届出書を提出する必要がありますか。また、その場合の異動区分は「2 変更」でよいでしょうか。	届出の様式が変更になっている関係で、内容の確認のために、再度提出をお願いします。その際、異動区分は「1. 新規」を選択してください。	
90	報酬改定	就労継続支援B型	就労継続支援B型 平均工賃月額算定方法の見直しについて	・見直し後の計算方法は、今年度より適応されるのでしょうか。 ・昨年度の実績を新しい計算方法で行い、4月末までに提出するのでしょうか。 ・基本報酬の算定区分に関する届出書(体制加算別紙9) ・前年度の工賃実績額(体制加算別紙9-2)は旧計算方式になっています。 ・新しい書式など、必要な提出書類や提出期限を教えてください。	見直し後の計算方式は、今年度から適用されます。	
91	報酬改定	就労継続支援B型	目標工賃達成指導員加算について	・体制加算 別紙38「目標工賃達成指導員対象施設の配置状況は、旧配置計算方法ですが、新しい配置基準に数値を入れ替えて提出すればよろしいでしょうか。	整理でき次第掲載予定です。	
94	報酬改定	就労継続支援B型	基本報酬の算定区分に関する届出書(体制加算別紙9 )について	平均工賃月額の算定方法の見直しで反映された別紙9と別紙9-2が県HP等に掲載されているページはありますか。又、掲載されていない場合は県HP等に掲載される予定はありますか。	整理でき次第掲載予定です。	
95	報酬改定	就労継続支援A型	賃金向上達成指導員加算	鹿児島県の賃金向上計画書の指定フォーマットはどこを確認すればよいか教えてください。これまでは、経営改善計画書にて計画書代用としてきたが、本年度より収支黒字であり改善活動及び活動人員配置等を保持し、さらなる賃金向上いく為、賃金向上計画書を作成する必要があります。B型の工賃向上計画は確認できますが、A型は見当たりません。	「賃金向上計画」は、就労系留意事項通知で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができます。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、就労系留意事項通知で示す別紙様式 2-1 の経営改善計画書の 1 に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための、具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を 2 から 6 に記載することで、賃金向上計画とすることができます。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について P281